

認証の詳細

＜踏み台兼用いす＞

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

- 表 1 : 製造設備基準
- 表 2 : 検査設備基準
- 表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）
- 表 4 : 型式確認申請手数料
- 表 5 : 型式確認試験の委託検査機関
- 表 6 : 型式確認試験の有効期限
- 表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法
- 表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料
- 表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

- 表 10 : ロット認証の委託検査機関
- 表 11 : ロット認証の申請手数料
- 表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. アルミニウム合金押出設備	1. 適切に押出しができること。
2. 切断設備	2. 適切に切断ができること。
3. 曲げ加工設備	3. 適切に曲げ加工ができること。
4. 穴あけ設備	4. 適切に穴があけられること。
5. プレス加工設備	5. 適切にプレス加工ができること。
6. 溶接加工設備	6. 適切に溶接加工ができること。
7. 組立設備	7. 適切に脚立を組立てることができるかしめ機、作業 工具等の設備を備えていること。
当該製造工程を有する場合に限る。	
ただし、アルミニウム合金押出、切断、曲げ加工、穴あけ、プレス加工、又は溶接加工設備により製造される部品の製造技術の状況により製造することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該設備の一部又は全部を備えることを要しない。	

表 2：検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
1. 外観、構造及び寸法確認試験設備	1. 金属製直尺、鋼製巻尺、ノギスなどを備えていること。
2. 強度試験設備	2. 加力試験機（当該品を適正な位置に保持し、必要な力を加えることができるもの）、加力用ジグ（確認部位等と無関係な部位との接触等による影響がないように考慮して、適切に加力できるもの）、試験時の局所的な変形を防ぐための木製等当て板、ステンレス製試験板（厚さ 2mm、表面仕上げは、JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板）に規定する表面仕上げ No. 2B 又はこれと同等以上のもの）、及び重錘又はこれらと同等以上の性能を有するものを備えていること。
3. 摩擦係数測定試験設備	3. 重錘（質量 20kg のもの）、プッシュプルゲージ（200N まで測定できるもの）及びステンレス製試験板（厚さ 2mm、表面仕上げは、JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板）に規定する表面仕上げ No. 2B 又はこれと同等以上のもの）又はこれらと同等以上の性能を有するものを備えていること。
4. 座面・背もたれの耐久性試験設備	4. 座面・背もたれの部位に適切に加力し、その回数をカウントできる設備、又はこれらと同等以上の性能を有するものを備えていること。
5. 座面の耐衝撃性試験設備	5. JIS S 1203（家具-いす及びスツール-強度と耐久性の試験方法）に定める座面衝撃体などを備えていること。
6. 後方安定性試験設備	6. 重錘（質量 20kg のもの）、プッシュプルゲージ（200N まで測定できるもの）及びステンレス製試験板（厚さ 2mm、表面仕上げは、JIS G 4305（昭和 59 年、冷間圧延ステンレス鋼板）に規定する表面仕上げ No. 2B 又はこれと同等以上のもの）又はこれらと同等以上の性能を有するものを備えていること。
ただし、強度試験、摩擦係数測定試験、座面・背もたれの耐久性試験、座	

面の耐衝撃性試験、後方安定性試験については、当該試験設備を有し、当該試験を適切に行うと一般財団法人製品安全協会が認めた者に定期的に当該試験を行わせている者であつては、当該試験設備を備えることを要しない。	
---	--

表3：型式区分（ロット認証と共通）

SG マーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
天板の強度を担う材質	(1) 主に金属製のもの（金属製のベース部を樹脂製等の部材でカバーしているものを含む。） (2) 主に樹脂製のもの
使用最大高さ	(1) 400mm 未満のもの (2) 400mm 以上 600mm 未満のもの (3) 600mm 以上 800mm 未満のもの
支柱の材質	(1) アルミニウム合金製のもの (2) 鋼製のもの (3) その他のもの
最大使用質量	(1) 100kg のもの (2) 130kg のもの

表 4：型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	・ 申請手数料 - 国内検査機関の場合 11,000 円/型式（税抜 10,000 円/型式） - 海外検査機関の場合、 22,000 円/型式（税抜 20,000 円/型式） ※外国からの送金は税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFG Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT
委託検査機関	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 ※各検査機関の検査費用が決定するまで金額は 伏せております。検査ご希望の方は、当該検査 機関に直接お問い合わせください。	委託検査機関が案内する 方法によりお支払い ください。

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用
を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 5：型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の 申込先	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 <大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL. 072 (968) 2226 FAX. 072 (968) 2221	1 個/型式 試料を送付する際 は、メモ添付等分か るようにしてくださ い。

表 6：型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

認証日より 3 年間

表 7：工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付する SG マーク（SG ラベル）は以下のとおりです。

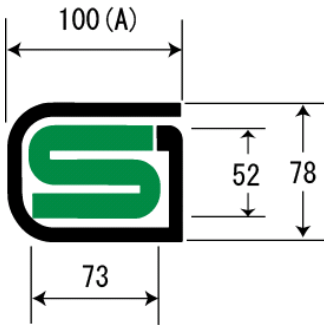
表示方式	表示方法
表示位置	本体の見やすい場所に表示します。
自社表示方式 ※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。	製品本体の見やすい位置に図 2 に示す SG マークを印字、刻印又は浮き出しで表示します。  図 1. 自社表示 寸法：A を 100 としたときの比率で表しており A は 5.0mm 以上 25.0mm 以下です。 色彩：二色又は単色とする。 その他：SG マークの近辺に「踏み台兼用いす」という品目名も記載すること。 ※図 1 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。 指定の方法により製品に SG マークを表示し、原則 1 か月ごとに表示実績を報告してください。 このとき同時に表 8 の手数料を振り込んでください。 手続はオンライン申請システムの「表示数量申請」から行ってください。

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

SG マーク (SG ラベル) の代金 (費用) は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	33 円/個 (税抜 30 円/個) ※1 SG ラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。 ※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限

SG マーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

購入日より次の有効期限とする。 ・天板の材質が主に金属製の場合は 5 年 ・天板の材質が主に樹脂製の場合は 3 年

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10：ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所
	<大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL. 072(968)2226 FAX. 072(968)2221 <東京事業所> 〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4 TEL. 03(3829)2515 FAX. 03(3829)2549

表 11：ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

窓口	手数料	振込先
一般財団法人 日本文化用品安 全試験所	(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ） ※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。 (2) 同等性確認検査（①+②+③） ① 33 円/個（税抜 30 円/個） ② ロットの大きさ毎の額 ※各検査機関の検査費用が決定するまで金額は伏せております。検査ご希望の方は、当該検査機関に直接お問い合わせください。 ③ 同等性確認検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。

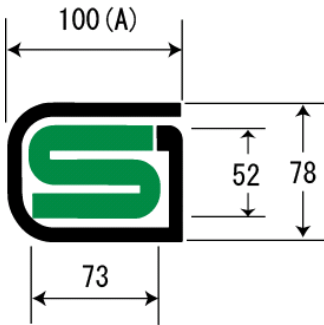
・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。

・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。

また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
表示位置	本体の見やすい場所に表示します。
自社表示方式 ※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。	製品本体の見やすい位置に図 2 に示す SG マークを印字、刻印又は浮き出しで表示します。  図 1 . 自社表示 寸法 : A を 100 としたときの比率で表しており A は 5.0mm 以上 25.0mm 以下です。 色彩 : 二色又は単色とする。 その他 : SG マークの近辺に「踏み台兼用いす」という品目名も記載すること。 ※図 1 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。 申請ごとに表 1 1 の手数料を検査機関にお支払いください。

【作成・改正履歴】

2026/9/1 : 基準制定に伴う制定